

「消費税転嫁対策特別措置法についてのポイント」

はじめに

平成26年4月及び平成27年10月に2回にわたり消費税率が引上げられる予定ですが、この引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「転嫁対策特別措置法」といいます。）が成立しました。転嫁対策特別措置法は、同年10月1日から施行され、平成29年3月31日まで適用される時限立法です。

転嫁対策特別措置法は、主に、4つの「特別措置」と「国等の責務」が規定されています。それぞれについてポイントを解説します。

なお、本記事で使用する図表は、小冊子「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」から引用しております。同小冊子は、転嫁対策特別措置法について、わかりやすく解説しておりますので、併せてご参照ください。

（日商 HP からダウンロードいただけます。 <http://www.jcci.or.jp/sme/2013/0628152337.html>）

【関先生のコメント】

法律の適用例等詳細については、今後政府から公表されるガイドライン等で示されます。公正取引委員会、消費者庁、財務省等からの今後の情報に注目しましょう。

転嫁対策特別措置法のポイント
①消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）の禁止
②消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告の禁止
③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が認められる
④中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められる
⑤国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備が国等の責務として明確化

1. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

～減額・買ったたき等が禁止されます～

転嫁対策特別措置法では、「特定事業者」が、平成26年4月1日以後に「特定供給事業者」から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為をすることを禁止しています。規制の対象となる「特定事業者」は次の2つです。

- ①「大規模小売事業者」
- ②「資本金の額等が3億円以下である事業者」等から継続して商品又は役務の供給を受ける「法人

である事業者」(大規模小売事業者を除く)

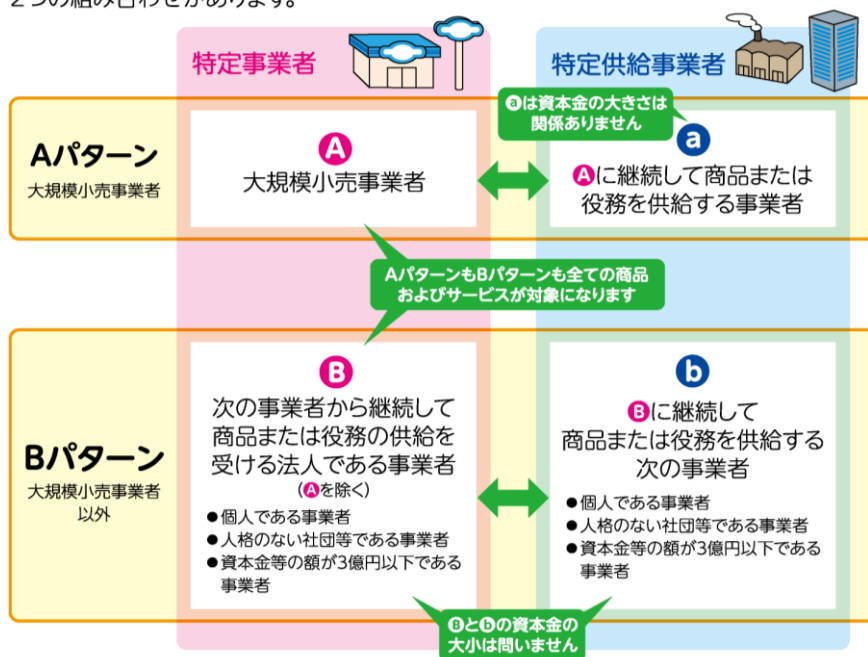
一方、保護される「特定供給事業者」は、特定事業者が①②のいずれであるかによって、以下のとおりの組み合わせになります。

特定事業者が①の場合、特定供給事業者は、大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者となります。

特定事業者が②の場合、特定供給事業者は、この資本金の額等が3億円以下である事業者等となります。

〈「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係〉

2つの組み合わせがあります。



また、禁止される転嫁拒否等の行為は、次の4類型となります。

① 減額、買いたたき

(減額の例) 本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること

(買いたたきの例) 原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること

② 購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

(購入強制の例) 消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること

③ 税抜価格での交渉の拒否

(例) 税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること

④ 報復行為

(例) 転嫁拒否された事業者が①～③の行為が行われていることを公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

特定事業者が、違法な転嫁拒否等の行為をした場合、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行うとともに、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

【関先生のコメント】

特定事業者は、違反行為が公表されれば、企業イメージ・信用が著しく失われます。公正な取引を心がけましょう。一方、転嫁拒否等の行為を受けた特定供給事業者は、各地の商工会議所や公正取引委員会の専門の相談窓口にご相談できます。

2. 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

～「消費税還元セール」等の宣伝広告が禁止されます～

転嫁対策特別措置法では、消費者に誤認を与えたり、納入業者への買ったときや競合する小売店の転嫁を阻害したりしないようにするために、事業者が、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次の3つの表示を行うことを禁止しています。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

(例) 「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担しています」

② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの

(例) 「消費税率上昇分値引きします」

③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、②の表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(例) 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

【関先生のコメント】

「消費税」という文言を含めた宣伝広告が禁止され、「消費税」という文言を含まない表現については、「宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合」でなければ禁止される表示には当たらないというのが現時点の政府の考えです。しかし、その境界線はあいまいです。この規制は全ての「事業者」が対象となりますので、違法な表示にならないように、政府から公表されるガイドライン等で具体例を確認するようにしましょう。

3 価格の表示に関する特別措置

～「外税表示」や「税抜価格の強調表示」が認められます～

いわゆる小売段階において、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等においてあらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。これを「総額表示義務」といいます（図1）。転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替え等の事務負担への配慮の観点から、この総額表示義務の弾力的運用を行い、2つの特例を認めました。

図1

〈総額表示の例〉

10,800円(税込)
10,800円(税抜価格10,000円)
10,800円(うち消費税額等800円)

① 外税表示（図2）

まず、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているとき」に限り、税込価格を表示することを要しない、つまり、外税表示が認められるようになりました。ただし、消費者への配慮の観点から、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないとされています。

図2

〈誤認されないための措置の例〉

- 個々の商品の値札の表示価格で、税抜き価格であることを明確にする



- 店内の目に付きやすい場所や各商品棚などに次のような掲示をする

当店の価格は全て
税抜き表示となっています。
レジ精算時に別途
消費税相当額を申し受けます。

② 税抜価格の強調表示（図3）

次に、総額表示を続ける場合にも転嫁対策の手当がなされました。まず、「税込価格」に併せて「税抜価格」または「消費税の額」を表示することも可能であることを明確にしています。

次に、「税込価格が明瞭に表示されているとき」は、税抜価格を強調して表示しても景品表示法

第4条第1項の不当表示の規定が適用されないことが明確化されています。

図3

〈税抜き価格の強調表示の例〉



【関先生のコメント】

価格表示に関する2つの特例は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められます。消費税率引上げ日である平成26年4月1日より前から認められる特例ですので、値札の変更等の準備は、余裕をもって早めにとりかかるようにしましょう。

4. 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

～「転嫁カルテル」や「表示カルテル」が認められます～

転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届出をすると、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給について、独占禁止法の例外として、「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」が認められます。

① 転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。

(例) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定や、消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

② 表示カルテルとは、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。

(例) 税率引上げ後の価格について、「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示したり、「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示するように、統一的な表示方法を用いることの決定

【関先生のコメント】

「本体価格」を決めることは、例外に当たらず、独占禁止法に違反する行為となりますので注意してください。また、転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

この例外を受けるためには公正取引委員会に事前に届出をする必要があります。届出方法等については、今後、政府から公表されるガイドライン等で確認しましょう。

5 国等の責務

転嫁対策特別措置法では、国等の3つの責務が次のとおり明記されています。

- ① 国の国民に対する、次の内容についての広報の徹底 今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるといった消費税の性格及び政府の転嫁に関する取組
- ② 情報の収集、通報した者の保護等に関する国の万全の措置
- ③ 調査、監視を行うための国及び都道府県の万全の態勢の整備

③については、先行して平成25年6月15日から施行され、国等の態勢の整備が始まっています。

関 義之（せき よしゆき）荒井総合法律事務所所属（弁護士・中小企業診断士）

《プロフィール》

早稲田大学を卒業し、平成12年弁護士、平成23年中小企業診断士に登録。

日本商工会議所平成25年度消費税転嫁対策窓口相談等事業実施WGの作業チームに所属し、「消費税転嫁対策経営指導員向けガイドブック」及び「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」（小冊子）の作成を手がける。

平成24年経営革新等支援機関にも登録。